

南島原市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和2年3月10日

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 吉 田 幸一郎

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の対象

- 1 対象団体 一般社団法人 南島原ひまわり観光協会
- 2 所管課 地域振興部 観光振興課

第3 監査の着眼点

- 1 団体に関する事項
 - (1) 補助金交付申請、補助金の請求及び受領は適時に行われているか。
 - (2) 事業の企画及び実施は要綱の交付要件に合致しているか。
 - (3) 補助金が対象事業以外に流用されていないか。
 - (4) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
 - (5) 精算報告は実績報告書等により適正に行われているか。
- 2 所管課に関する事項
 - (1) 補助金の決定は要綱に適合しているか。
 - (2) 補助金の額の算定、交付時期、手続等は適正か。
 - (3) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第4 監査の主な実施内容

- 1 実施期間 令和2年1月20日から令和2年2月21日まで
- 2 範囲 平成29年度及び平成30年度の補助金に係る出納その他の事務
- 3 方法
対象団体及び所管課に關係資料の提出を求め、検査照合による書類審査を行うとともに、令和2年1月30日に、所管課職員立会いのもと關係職員から説明を聴取し、現地調査を行った。

4 監査執行上の除斥

吉田幸一郎監査委員は、当該監査の範囲となる平成 29 年度及び平成 30 年度において、対象団体の役員であることから、法第 199 条の 2 の規定に基づき除斥とした。

第 5 団体の概要

- 1 名 称 一般社団法人 南島原ひまわり観光協会
- 2 所在地 南島原市南有馬町乙 1395 番地
- 3 法人設立日 平成 20 年 10 月 10 日
(平成 24 年 10 月 1 日に一般社団法人へ移行)
- 4 組織 ※平成 31 年 4 月 1 日現在
 - (1) 会 員 法人会員 57 名、個人会員 282 名
 - (2) 役員等 理事 18 名（うち会長 1 名）、監事 2 名、顧問 2 名
 - (3) 部 会 総務・労務、世界遺産部会、体験・物販部会
 - (4) 事務局 事務局長 1 名、職員 12 名（うち臨時職員 3 名）

5 設置の目的

一般社団法人南島原ひまわり観光協会（以下「ひまわり観光協会」という。）は、地域の自然、風土で育まれたかけがえのない資源を大切に守り活かす観光物産振興を市民と行政の協働で推進することにより、南島原市の魅力を高めるとともに、国内外の人々との交流を促進し、地域文化の維持発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

6 業務内容

- (1) 関係地域との連携を促進し、観光を通じたまちづくりの推進
- (2) 観光に関する情報の収集及び発信
- (3) 観光客受け入れ態勢の整備、観光素材の発掘と活用
- (4) 農林漁業体験民泊の推進、観光客の誘致促進及び斡旋
- (5) 観光商品の開発、宣伝、販売及びその支援
- (6) 観光に関する調査、研究、企画、人材育成
- (7) 旅行業法に基づく旅行業
- (8) 地域産品等販売促進に関する事業
- (9) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

第6 財政援助等の内容

- 1 平成29年度補助金交付確定額 10,000,000円
- 2 平成30年度補助金交付確定額 10,000,000円

第7 監査の結果

ひまわり観光協会に交付している補助金に係る出納その他の事務の執行状況等について、本書第3の監査の着眼点に基づき監査を行った。

平成25年度の財政援助団体等監査において、交付要綱の整備を指摘されたことから、所管課は、平成26年4月に南島原ひまわり観光協会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、補助金の目的、補助対象及び交付手続等を定めている。今回の監査の結果、補助金は、要綱の交付対象となる経費として支出されていると認められた。しかしながら、実績報告の提出に係る事務手続に関して、改善を要する事項が見受けられたので、以下に記述した指摘事項について、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じた場合は、法第199条第12項（平成29年法律第54号により令和2年4月1日から同条第14項に改まる。）の規定に基づき、その旨を報告いただきたい。

1 団体に関する指摘事項

当該補助事業が完了した時は、要綱に基づき、実績報告書を提出しなければならないが、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日である。

平成29年度の提出日は、当該会計年度の翌年度の4月27日付け、平成30年度の提出日は、同4月22日付けであり、提出に若干の遅滞が生じた。要綱の規定を正しく認識するとともに、手続等の期限について十分留意し、遅滞なく審査に付すよう努められたい。

2 所管課に関する指摘事項

補助金交付団体の実績報告書の提出に遅滞が生じていたが、当該年度財務資料の収支金額の確定に一定の期間を要することから、団体における事務の進捗を考慮し、特に注意喚起を促すことなく、その遅れを許容していた。

審査事務に影響が及ばない範囲とはいえ、要綱に則った事務の執行及び審査であることを十分認識し、形式的な事項についても指導を行い、所管課としての責務に努められたい。

第8 意見、要望

前述した指摘事項に加え、今後の行政運営に資するためにも次のとおり意見を述べる。

ひまわり観光協会については、世界文化遺産関係との連携事業による観光ガイドの取り組み、農林漁業体験民泊の受け入れ、観光素材のPRや販売促進のためのイベント運営等、本市の魅力を活かした地域振興の取り組みにより、観光事業の活性化に貢献していただいております、さらなる事業の充実と成果に期待したい。今後とも、要綱に規定した補助金の趣旨に則り、市の観光振興、地域文化の維持発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とした補助金の活用を努められたい。

観光振興課については、ひまわり観光協会の事業実績及び財務状況を十分把握した上で、観光振興に向けた取り組みについて連携をさらに強化し、運営補助及び補助金の適正な活用について指導監督を行っていただきたい。